

川崎市監査告示第 1 号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 2 第 2 項の規定により、包括外部監査人松原創の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 2 5 日

川崎市監査委員	大村 研一
同	川上 善行
同	石田 康博
同	かわの忠正

氏 名	住 所	補助させる期間
草薙 信久	東京都江戸川区	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
柳原 翼	東京都江戸川区	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
岡田 裕人	大阪府茨木市	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
田村 奈央子	東京都品川区	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
名手 芳隆	千葉県船橋市	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
井之下 健	東京都板橋区	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
三田 浩史	神奈川県横浜市	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
豊田 泰士	徳島県徳島市	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
川口 明浩	千葉県市川市	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで